

東日本大震災復興・元気ないばらきづくり調査特別委員会

調 査 結 果 報 告 書

平成 24 年 12 月

茨 城 県 議 会

平成24年12月21日

茨城県議会議長 磯崎 久喜雄 殿

東日本大震災復興・元気ないばらきづくり調査特別委員会
委員長 西條 昌良

東日本大震災復興・元気ないばらきづくり調査特別委員会
調査結果報告書

平成23年第1回定例会及び平成23年第2回定例会において本委員会に付託された「東日本大震災からの復興と元気ないばらきづくりのための諸方策」について、これまでの調査の経過及び結果を次のとおり報告する。

目 次

－はじめに－	1
第1 調査方針及び調査経過	2
第2 東日本大震災からの復旧・復興に向けた取り組み	4
1 商工業，農林水産業の復旧・復興	4
2 公共基盤施設の復旧	5
3 原子力災害からの脱却等	6
第3 元気ないばらきづくりの現状と課題	7
1 企業誘致に向けた取り組み	7
2 中小企業の成長分野進出への支援	8
3 科学技術を活用した産業の活性化	9
4 人・モノ(情報)の往来を活性化するための取り組み	10
第4 日本の元気を牽引する本県の優位性とポテンシャル	14
1 世界トップレベルの研究機関の集積	14
2 多様な産業集積，全国トップクラスの産業立地	14
3 首都圏の生鮮食料供給基地	15
第5 元気ないばらきづくりの基本方向	16
1 企業誘致に向けた取り組み	16
2 中小企業の成長分野進出への支援	18
3 科学技術を活用した産業の活性化	19
4 人・モノ(情報)の往来を活性化するための取り組み	20
－おわりに－	24

(資料)

1 調査に当たった委員	26
2 活動経過	27
3 中間報告書	29
4 中間報告への対応状況	69
5 東京電力株式会社の電気料金値上げに関する意見書	107
6 立地促進策の概要	108
7 県北山間地域の活性化に向けた高規格道路整備イメージ	112

はじめに

本県では、平成 22 年 3 月の茨城空港の開港、平成 23 年 3 月の北関東自動車道の全線開通、つくばエクスプレスや茨城港常陸那珂港区など、本県と国内外とを結ぶ広域交通ネットワークの整備が着実に進んでいる。

つくばや東海には世界最先端の科学技術が集積しており、日立や鹿島には日本でも有数の産業技術の集積がある。これらは、今後、新しい“いばらき”を創るための礎となる力を秘めている。

このような本県が持つ優位性やポテンシャルを活かし、元気ないばらきづくりのための諸方策について調査するため、平成 23 年第 1 回定例会において、「元気ないばらきづくり調査特別委員会」として本委員会が設置された。

その後、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災からの復旧・復興について審議する必要性が高まったことから、平成 23 年第 2 回定例会において、大震災からの復興に関することを調査事項に追加し、「東日本大震災復興・元気ないばらきづくり調査特別委員会」に名称が変更された。

本委員会は、まず、総力を挙げて東日本大震災の被災という難局を乗り切るため、大震災による影響や復旧・復興の現状と課題、諸方策について調査を進め、平成 23 年第 4 回定例会において、復旧・復興の施策展開の方向性等に関して中間報告を行った。

次に、震災による企業立地の落ち込みに加え、社会経済のグローバル化や少子化に伴う本格的な人口減少社会の到来などの社会経済情勢が大きく変化している中、本県の持つ優位性やポテンシャルを活かし、さらなる発展への道筋をつけていくため、企業立地・産業集積の促進や、科学技術の振興などをテーマに、元気ないばらきづくりに有効な方策について、精力的に審査及び調査を進めてきた。

この間、公共施設等の復旧は確実に進んできたものの、復興とさらなる発展への取り組みはまだ緒に就いたばかりである。

本委員会は、これまでの調査・審議を踏まえ、産業大県の新たなステージに向けた一歩となるよう、元気ないばらきづくりのための基本方向について、ここに報告するものである。

なお、最終報告書は中間報告書との重複表記を必要最小限とする意味で、中間報告後の調査内容及び結論を中心に記載した。本委員会の調査内容全般を把握するには、まず中間報告書（「資料 3 中間報告書」参照）を一読した後で、この最終報告書をご覧くださいよう付言する。

第 1

調査方針及び調査経過

1 調査方針

本委員会の設置の経緯等を踏まえ、調査方針を次のとおり決定した。

(1) 調査目的

東日本大震災による直接的な被害や、福島第一原子力発電所事故に起因する出荷制限や風評被害は、本県に多大な影響を及ぼし、本県産業や生活基盤の発展にとって大きな障害となっている。

特に、原子力災害対策に関しては、13年前のJCO臨界事故を受け、国と立地自治体との連携強化等を規定した「原子力災害対策特別措置法」が制定されたにもかかわらず、今回の原発事故では適切な情報提供がされないなど、十分に機能していないことから、より実効性のある体制づくりが求められている。

また本県は、過去10年間(H13～H22)の工場立地面積が全国トップで、製造品出荷額等も全国上位に位置するなど、我が国産業の枢要な地位を占めてきたが、今回の震災は、工場の操業停止や生産縮小など、本県にも暗い影を落としており、震災による損傷で、物流や経済活動に大きな影響を及ぼしている道路や港湾、鉄道などのインフラ施設の復旧が急がれている。これらの施設については、単なる原状回復ではなく、産業大県づくりの新たなステージに向けて、さらに安全で利用しやすいものになるよう、本格的な復旧・整備を推進するとともに、戦略的に諸施策を実施していく必要がある。

そこで、震災や原発事故の影響からの回復や、道路や港湾などのインフラ施設の本格的な復旧・整備と相まって、本県の活力が一層高まるような諸施策のあり方について調査検討を行う。

(2) 調査項目

東日本大震災からの復興と元気ないばらきづくりのための諸方策について調査する。

- ①震災によるインフラ施設等の被害・復旧状況と完全復旧までの見通し
- ②福島第一原子力発電所事故による風評被害等の状況と被害からの早期脱却のための対応
- ③原発事故を踏まえた、本県における原子力安全体制
- ④元気ないばらきを支えるインフラ施設の復旧と整備
- ⑤本県産業の復興とさらなる発展の方向
- ⑥本県産業の復興と発展のための諸施策のあり方

(3) 調査期間

本委員会の調査期間は、平成24年12月までの概ね18ヶ月とし、平成24年第4回定例会の会期中に調査結果の報告を行う。

2 調査経過

本委員会は、平成23年6月17日の第1回委員会において調査方針を決定して以降、これまでに16回にわたる委員会を開催し、調査・審議を進めてきた。

調査・審議に当たっては、まず、本県における東日本大震災の影響、大震災からの復旧・復興に係る現状と課題、さらにそれらに対する施策展開の方針について執行部から詳細な資料の提出を求め、説明聴取を行うとともに、県内・県外の被災状況について現地調査したほか、農業団体や観光団体などの代表者を招いて意見交換を行い、12月16日に開催した第8回委員会において、それまでの調査審議を通じてとりまとめた復旧・復興を効果的に進めるための施策展開の基本方向について中間報告として取りまとめを行った。

その後、平成24年については、企業誘致の取り組みや、中小企業の支援、科学技術の活用、交流拡大の推進をテーマに、元気ないばらきづくりに向け、現状と課題及びそれらに対する基本的な方向性と施策展開について執行部の関係部局から説明聴取を行うとともに、鹿島臨海工業地帯で操業し、新たに宮の郷工業団地の製材工場と連携して県産材の利用促進に取り組んでいる国内大手製材企業の中国木材株式会社、及び常陸那珂港区において工場敷地を拡張し、本県での生産力増強を進める日立建機株式会社の代表者から、本県に立地を決定した経緯などを聴取し、今後さらに企業立地を促進していくための方策などについて意見交換を行ったほか、県内のベンチャー企業で、タッチパネルの開発などによりめざましい成長を遂げている株式会社シロクの代表者を招いて製品開発や海外進出に有効な県の支援策について意見交換を行った。

また、6月13日に開催した第11回委員会においては、東京電力の電気料金値上げが地域経済に与える影響に鑑み、国に対し特段の措置が講じられるよう、意見書を提出したところである。（「資料2 活動経過」参照）

本委員会は、平成 23 年 12 月 20 日の中間報告において、復旧・復興を効果的に進めるための施策展開の基本方向について提言を行ったところであり、執行部においては、現在も引き続き道路や港湾などの復旧や風評被害の払拭などに向けた取り組みが進められている。

1 商工業、農林水産業の復旧・復興

・首都圏での情報発信

県では、「黄門マルシェ」（東京銀座）を拠点とした本県農林水産物や観光の安全性のPRのほか、「磯山さやかの旬刊！いばらき」を始めとするテレビ放送などを活用し、首都圏での情報発信に努めてきた。

今後も引き続き、新アンテナショップ「茨城マルシェ」を核として、農林水産物の販売や観光PRを行うとともに、併せて、首都圏でのテレビ放送など効果的な媒体を活用して本県の観光地や製品の安全性を訴え、積極的な情報発信・PRに取り組んでいくこととしている。

・中小企業の被災施設等への復旧支援

県では、中小企業等グループ施設等災害復旧事業について、平成 23 年度に引き続き、平成 24 年度においても、2 回の公募を行い、被災した施設・設備の復旧支援を行っているところである。

今後も本事業のさらなる追加予算の確保について、国に対し要望するなど、引き続き被災した中小企業の施設・設備の復旧等の支援に取り組んでいくこととしている。

・農林水産業関連基盤施設の状況

県では、被災した農林水産業者の経営再開と安定化に向け、基盤施設の一日も早い本格復旧に取り組んできている。

土地改良施設や治山・林道施設等の農業、林業の基盤施設については平成 24 年度内に復旧工事が完了する予定であり、漁港については、一部（大津漁港）を除き平成 26 年度末頃までに被災前の機能を回復できるよう、工事を進めている。また、栽培漁業センターについては、平成 25 年 4 月の再稼動を目指し、復旧工事を進めていくこととしている。

・観光資源の再生と風評被害の払拭

県では、復旧工事が完了した偕楽園、六角堂などの被災した観光資源の再生に取り組むとともに、夏季における海への誘客を図るため、食の魅力や海の安全性をPRす

るイベントを開催した他、JRを活用した交通広告等を実施してきた。

今後は、引き続き、茨城空港の就航先や県内外の高速道路のSA、首都圏の集客力の高い地域等で観光キャンペーンを実施して、観光客の誘客に努めるとともに、新たな旅行プランの提案やモニターツアーの集中的な実施などにより、本県への旅行需要の創出を図る。

2 公共基盤施設の復旧

・道路ネットワークの状況

県では、公共基盤施設のうち、道路については主要地方道北茨城大子線及び橋梁の架け替え2箇所(国道118号静跨線橋, 国道293号里川橋)を除き平成24年度内に本格復旧工事が完了見込みである。

今後、大地震などによる大規模災害時にも確実に機能しうる緊急輸送道路ネットワークを実現するための「復興みちづくりアクションプラン」等により、防災上重要な施設へのアクセス向上や災害時における代替ルートの確保など、災害に強い道路ネットワークの強化に取り組んでいくこととしている。

・港湾施設の状況

県では、茨城港、鹿島港について、利用岸壁を切り替えながら段階的に復旧工事を進めており、公共岸壁については、日立港区の一部を除き供用が始まっている。

今後、主要施設については、一部を除き平成24年度内の復旧を目指し、引き続き復旧工事に取り組んでいくこととしている。

・市町村行政庁舎の復旧促進

県では、市町村行政庁舎の復旧経費に係る財政措置について、国に対し要望した結果、平成24年7月6日に川端総務大臣から、本庁舎が壊滅的な被害を受けた団体(本県では水戸市、高萩市、城里町)に対し、標準事業費までは震災復興特別交付税により、超過事業費分については新たな地方債で措置する方針が発表された。

また、国では、上記3市町以外の団体における復旧経費への財政措置についても検討している。県では、これらの復旧・復興事業について、引き続き地方財政措置を講じるよう、国に対し働きかけを行っていく。

・津波対策の強化

県では、平成24年8月に、「茨城沿岸津波対策検討委員会」の検討結果がとりまとめられ、本県の津波対策の基礎となる「津波浸水想定」及び「海岸等における目指すべき堤防高」を取りまとめ、公表した。

今後は、海岸堤防等の整備を推進するとともに、沿岸市町村において、地域防災計画の改定や津波ハザードマップの作成などが進むよう、津波対策連絡調整会議などにより、市町村と一体となって取り組んでいくこととしている。

3 原子力災害からの脱却等

- ・放射線監視の強化

県では、放射線監視の強化については、県内全市町村にモニタリングポストを設置し、平成24年4月から放射線の常時測定を行っている。

- ・地域防災計画の改定

県では、県地域防災計画（原子力災害対策計画編）について、国の防災基本計画、原子力災害対策指針を踏まえ、平成24年度内を目標に改定作業に取り組んでいる。

- ・災害廃棄物の広域処理

県では、災害廃棄物の広域処理の推進については、宮城県の災害廃棄物の受け入れについて、エコフロンティアかさまを活用し、平成24年8月30日から受け入れを開始している。

- ・新エネルギー導入促進の取り組み

県では、災害に強いエネルギーシステムの構築については、新エネルギー導入促進のための独自施策として、鹿島港港湾区域の一部を再生可能エネルギー源を利活用する区域として位置付け、平成24年6月に大規模洋上風力発電事業者の公募を実施し、8月に事業予定者を選定した。また、9月には宮の郷工業団地の一部においてメガソーラーの導入を図るため、立地要件を緩和して公募を実施した。

今後、東日本大震災以後のエネルギー問題及び国のエネルギー政策の見直しを踏まえ、「茨城県エネルギープラン」を見直し、平成24年度中に、今後の県のエネルギー政策の指針となる、新たなエネルギー戦略を策定することとしている。

1 企業誘致に向けた取り組み

本県の企業立地の動向については、「工場立地動向調査(経済産業省)」の過去10年間(H13～H22)の実績では、工場立地面積が1,287haで全国1位、工場立地件数が565件で全国5位、県外企業立地件数が321件で全国1位と全国トップレベルの実績であった。

震災前は、日野自動車や雪印メグミルクなどの大型立地案件が相次いだほか、その関連企業や、本県の地域特性を評価いただいた立地案件として、交通ネットワークを重視する物流企業、コンビナートと港湾を備えた鹿島地区には化学関連の企業、高速道路と港湾が直結した常陸那珂港区には建設機械関連企業、地域資源である木材が豊富な県北山間部では木材関連企業、大消費地東京へ近接した県南部では食品関連企業といった立地案件があった。

しかし、震災後は、被災地域からの移転等による立地案件を除くと新規立地案件や引き合いは激減し、平成23年度上期(1～6月)の工場立地動向調査の結果は、東日本大震災や円高等の影響により、全国的に低調だったことに加え、本県は福島第一原子力発電所事故の影響もあり、工場立地面積が7haで前年同期比△92%、工場立地件数が11件で前年同期比△42%となった。

最近では、建設機械関連企業の拡張や日野自動車の関連企業の進出、製造業関連の物流センター等の立地があったほか、引き合いも徐々に回復する兆しが見えてきているが、これを震災以前の状態にまで戻し、さらに発展させていく必要がある。

(1) 企業誘致の推進

- ・ 産業立地推進東京本部を中心に早期の設備投資情報を収集するとともに、企業誘致担当を知事直轄とした利点を活かし、企業の要請に対して迅速に結果を出すなど、県庁全体で機動的な対応に務めている。
- ・ 企業誘致活動においては、立地する市町村との情報交換や連携が不可欠であることから、「茨城県工業団地企業立地推進協議会」や「企業立地促進法に基づく協議会」を組織し、セミナーの開催やPR、立地企業フォローアップ事業を一体となって実施している。
- ・ 工業団地以外の土地について、流通事業者や住宅メーカー等への販売体制を強化するため、平成23年4月に土地販売推進本部を設置し、産業立地推進東京本部や関係課と連携しながら土地販売に取り組んでいる。

(2) 立地促進策の活用

- ・ 県においては、既存の県税の課税免除、工業用水道料金の軽減、低利融資制度、電気料金の補助制度、企業立地促進法に基づく支援施設、分譲価格の見直しなどを、また、市町村においては、固定資産税の免除などを行っている。
- ・ 国の平成 24 年度予算に「原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助金」が創設されるとともに、「茨城産業再生特区計画」が国に認定されたことから、企業のニーズや立地場所に応じた最適なプランを提案しながら、企業誘致を推進している。（「資料 6 立地促進策の概要」参照）

(3) 情報発信・PR 活動

- ・ 設備投資意欲のある企業はもとより、設備投資情報に関係する建設業界や不動産、金融機関等にも直接訪問し、PR 及び正確・迅速な情報提供を行っている。
- ・ 主要都市（東京、大阪等）において企業の経営幹部を対象とした「産業立地セミナー」等を開催し、県や進出企業の代表者から本県の魅力について説明するとともに、設備投資情報に関係する建設業界や不動産、金融機関、報道機関等を対象とした「産業視察会」を開催し、実際に東京からバスで県内工業団地や港湾等を案内するなど、本県の事業環境の良さを PR している。
- ・ 県ホームページや企業誘致のターゲット層を読者に抱える経済新聞やビジネス誌に、震災後も変わらない本県の事業環境の良さや復興に関する明るいニュース、進出企業が本県に立地した理由、評価等を掲載している。

2 中小企業の成長分野進出への支援

本格的な人口減少社会の到来と急速な高齢化の進展により、国内経済規模の縮小が懸念されている。（本県人口 H22 年：297 万人→H32 年：概ね 285 万人程度）

また、アジア諸国の台頭による国内外の競争激化により、中小企業を取り巻く経営環境は大変厳しい状態にある。

さらに、東日本大震災や福島第一原子力発電所事故によるエネルギー不足、消費者のエコ意識の高まりなどによって、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの利用拡大や省エネルギーに配慮した新製品開発の重要性が高まってきている。

こうした中、国では、日本経済の再生と成長力の強化、財政再建等を実現するため、「新成長戦略」の実行を加速させるとともに、新たな成長に向けた「日本再生戦略」を平成 24 年 7 月 31 日に閣議決定しており、県としても県内の大部分を占める中小企業の成長分野への進出を支援していく必要がある。

(1) いばらき成長産業振興協議会の活動

- ・ 国の新成長戦略等を踏まえ、今後需要の拡大が見込まれる成長産業として 4 つの

分野（次世代自動車，環境・新エネルギー，健康・医療機器，食品）の研究会を設置し，大手企業等との交流や研究機関等の情報の提供等により，新たな分野への進出に意欲のある中小企業を支援している。

(2) 県工業技術センターの取り組み

- ・ 県内ものづくり中小企業の成長分野への参入を支援するため，成長分野を支える基盤技術に関する研究開発を実施している。
- ・ 企業単独では実施が困難な製品開発などに伴う研究や試作等について，企業に代わって工業技術センターで委託を受けて研究開発に取り組み，その成果を報告することで製品開発などを支援している。
- ・ 企業の技術開発や生産活動における諸問題などについて，様々な分野において技術相談で対応している。
- ・ 工業技術センターの職員が，企業からの依頼に応じて部品や材料の試験・分析・測定などを実施し，試験成績書の発行や試験結果に対する技術アドバイスなどを行うことで，技術課題の解決を支援している。
- ・ 工業技術センターが保有する，中小企業単独では保有が困難な高度・専門的な試験分析機器・設備を企業向けに開放することで，企業の技術開発力を補完している。

(3) その他の支援

- ・ 競争的資金（戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン），いばらき産業大県創造基金等）の利用を促進し，独自技術や製品の開発，販路開拓に積極的に取り組むものづくり中小企業を支援している。
- ・ 専門家（テクノエキスパートやビジネスコーディネーターなど）の派遣により，中小企業が抱える課題の解決や受注機会の確保を図っている。
- ・ 日立市と日立製作所が進めている「日立市未来都市モデルプロジェクト」やつくば市を中心に指定を受けた「つくば国際戦略総合特区」など県内各地の取組との連携により，情報の提供などにより中小企業の関連分野進出等を支援している。

3 科学技術を活用した産業の活性化

本県が産業競争力を高め，持続的な発展を遂げるためには，我が国の第一線の大学・研究機関が集積する優位性を活かして，科学技術によるイノベーションを進め，新事業・新産業の創出を図っていくことが求められている。

(1) つくばに集積する研究機関

- ・ つくばは，現在，国の研究機関の1/3に当たる32の研究機関が立地し，約2万人の研究者が研究開発に従事するとともに，産業技術総合研究所のスーパークリーンルーム等，世界最先端の研究設備も数多く設置されるなど，我が国最大の研究開

発拠点を形成している。

- ・ しかしながら、これまで、つくばの研究成果から国際的に高い評価を得られるような実績や新事業・新産業の創出に結び付いた例が数多く生み出されてきたかという点、必ずしもそうではなかった。
- ・ 上記のようなつくばが抱える課題の原因としては、各組織が縦割りで研究機関相互の連携が少なかったことや、基礎研究に重点が置かれてきたため産業界との連携が希薄であったこと、産学官が連携した効率的な研究開発体制への転換が遅れたことなどがあり、これらへの対応が求められている。

(2) J-PARC

- ・ J-PARC（大強度陽子加速器施設）は日本原子力研究開発機構（JAEA）と高エネルギー加速器研究機構（KEK）が共同で東海村に建設・運営している世界最高性能の研究施設であり、素粒子や中性子による物質材料の構造解析など様々な分野における研究が行われている。
- ・ 本県は産業利用を目的としてJ-PARCの物質・生命科学実験施設内に独自に2本の中性子ビームラインを設置しており、タンパク質の構造解析や新しい材料開発などの実験が進められている。
- ・ 産業界においては、中性子を活用した研究開発は新しい分野であることから、広く産業利用を促進するためには、より利用しやすい環境を整えるとともに、一層の認知度の向上を図ることが求められている。

(3) 県立試験研究機関

- ・ 環境、衛生、工業、農林水産業に関する8つの分野に17の県立試験研究機関を設置し、県民、企業等のニーズに即した課題解決型の研究開発・調査研究に取り組んでいる。
- ・ 特に工業及び農林水産分野は、大学・研究機関が生み出す多様な研究成果と県内の中小企業・農林水産業者等のニーズとを結びつけ、研究と産業との橋渡し役を担うことが求められている。

4 人・モノ(情報)の往来を活性化するための取り組み

(1) 県土の発展を支える基盤の整備等

①高規格道路ネットワーク

県内には常磐自動車道（県内約137km）、北関東自動車道（県内約54km）、東関東自動車道水戸線（県内約51km）、首都圏中央連絡自動車道（県内約71km）の4本の高規格幹線道路がある。

常磐自動車道、北関東自動車道については全線が開通し、東関東自動車道水戸線については約11km、首都圏中央連絡自動車道については約24kmが開通しており、

未整備区間である東関東自動車道水戸線の約40km、首都圏中央連絡自動車道の約47kmについて、一日も早い開通が求められている。

②重要港湾

首都圏の海上物流の一翼を担う「茨城港」「鹿島港」は、それぞれの特徴を活かした国内外の海上ネットワークを形成し、県ではその利用拡大を図るため、企業ニーズに対応した安全で使いやすい港の整備を進めている。

今後は、震災に強い港湾施設の整備、岸壁やふ頭用地などの早期整備、定期航路の充実などが求められている。

(茨城港)

- ・ 日立港区は、バラ貨物等の多様な物流需要に対応するとともに、自動車物流拠点（メルセデス・ベンツ、日産）として発展してきているほか、釧路RORO航路が毎日運航している。
- ・ 常陸那珂港区は、臨海部に建設機械メーカー（コマツ、日立建機）が相次いで進出し、各国へ建設機械の輸出を行っているほか、最新鋭のコンテナターミナルを活用して、国内外へコンテナ、RORO等17航路が運航している。
- ・ 大洗港区は、週12便体制で北海道と首都圏を結ぶカーフェリー基地であり、大型旅客船も接岸できるふ頭を有し、海洋レクリエーション基地としての機能が向上している。

(鹿島港)

- ・ 鹿島臨海工業地帯における原料の輸入や製品の輸出基地として、国民生活の根幹となる産業を支えている。また、平成23年5月に国際バルク戦略港湾に選定されており、穀物の大量一括輸送による安定的かつ安価な輸送の実現を目指している。

③茨城空港

現在、国内線では、スカイマーク社により神戸便と札幌便がそれぞれ1日2往復運航されているほか、7月から那覇便が1日1往復で運航を開始した。

国際線では、春秋航空による上海便が週6便運航されているが、アジアナ航空のソウル便は昨年の震災以降、運休となっている。

就航路線の定着とさらなる拡充のためには、就航対策に取り組む一方、搭乗実績を上げていくことが重要であるため、空港の一層の利活用が図られるよう、利用促進の取り組みを強化していくことが求められている。

(2) 広域観光の推進

本県の観光入込客数は、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の影響により、平成23年度は前年比約77%と著しい減少となったところである。

このような中、1日も早く風評被害を払拭し、震災前の姿を取り戻すとともに、本県

観光の魅力向上によるさらなる観光振興を図る必要がある。

そのためには、近年の観光ニーズの多様化への対応、全国的に見て低い観光資源の認知度やブランドイメージの向上等への対応が必要であり、体験・交流型ニューツーリズムの推進や、おもてなしや特産品のブランド力向上などによる観光地の魅力アップを図るとともに、効果的な情報発信を行い、新たな観光客の誘致に取り組む必要がある。

(3) 個性を活かした活力ある地域づくり

社会経済の結びつきや地理的・歴史的条件などを踏まえ、地域固有の特性や課題を共有し、一体的な地域づくりを効果的に推進していくため、県計画では、県内を県北山間、県北臨海、県央、鹿行、県南及び県西の6つの地域（ゾーン）に区分し、活力ある地域づくりを進めることとしている。

①県北地域（県北山間ゾーン・県北臨海ゾーン）

人口の減少や高齢化による過疎化の進行、産業の空洞化などの課題があり、定住人口の減少を少しでも食い止めるための産業の活性化や働く場の確保、交流人口の拡大への対応が求められている。

②県央・鹿行地域（県央ゾーン、鹿行ゾーン）

県都水戸及び周辺都市との連携による中核的な都市圏づくり、陸・海・空の広域交通ネットワークを活かした国内外の観光交流の一層の拡大、産業拠点の形成、鹿島臨海工業地帯におけるコンビナートの国際競争力の強化などへの対応が求められている。

③県南・県西地域（県南ゾーン、県西ゾーン）

つくば地区での科学技術創造立国日本を支える重要な拠点づくり、圏央道など広域交通ネットワークを活かした産業の集積、産業拠点の形成、豊かな地域資源を活かした交流空間の形成などへの対応が求められている。

(4) 本県の魅力発信

- ・ 平成23年の本県の観光入込客数は、東日本大震災や福島第一原子力発電所事故の影響により、前年を大きく下回った。また、依然として一部の農林水産物の出荷制限が続いており、それに伴う風評被害が根強く続いている。
- ・ 県政世論調査（H23年度）では、本県に愛着を持っている県民の割合は、約8割である一方、本県に誇りを持っている県民の割合は約6割にとどまっており、県民の郷土への愛着心が希薄であるため、郷土愛を醸成し、県民自らが本県の魅力を発信していくことが重要である。
- ・ 本県は、農業産出額や製造品出荷額等が全国の上位に位置するとともに、「住みよさランキング2012」では上位100位に9市がランクインするなど、バランス良く発展を遂げているものの、「地域ブランド調査2012」における魅力度ランキングでは、本県の魅力度は、第46位にあるなど、必ずしも対外的に正しく評価されていない。

このため、様々な媒体・手法を活用し、本県の魅力を全国に発信して認知度を高める必要がある。

本県は首都東京に近く、最先端の科学技術や日本有数の産業の集積、さらには、陸・海・空の広域交通ネットワークなど、様々な地域資源や潜在力を有しており、これらの優位性や潜在力を最大限に活かし、企業誘致や中小企業の振興、人・もの・情報の交流の活発化を図ることが、元気ないばらきをつくり、我が国の発展に貢献するために必要である。

1 世界トップレベルの研究機関の集積

本県は、最先端の研究開発を進める大学・研究機関・企業が集積する「つくば」や、J-PARC(大強度陽子加速器施設)をはじめとした原子力関連施設が集積する「東海」、高度なものづくり技術の集積がある「日立」、素材産業が集積する「鹿島」など、優れた知的資源と産業集積に恵まれており、科学技術振興を推進していく上での大きな強みを有している。

[つくば]

筑波研究学園都市には、国の研究機関の1/3に当たる32の研究機関が立地し、約2万人の研究者が世界トップレベルの研究活動を行っている。

[東海]

日本原子力研究開発機構などが立地し、我が国の原子力研究の中心地となっている。平成20年12月にはJ-PARCが稼働を開始し、中性子によるタンパク質や物質材料の構造解析の研究、原子核素粒子やニュートリノの研究など、世界最先端の研究が進められている。

2 多様な産業集積、全国トップクラスの産業立地

本県の平成24年上期の工場立地の状況は、件数で全国第8位、面積では全国第2位となっており、平成14年から平成23年の10年間の立地面積では1,114ヘクタールと他県を大きく引き離して全国第1位となっている。

また、「東海」のJ-PARC(大強度陽子加速器施設)など原子力関係の研究機関、「つくば」の最先端科学技術、さらに、「日立」の高度なものづくり産業や、「鹿島」の鉄鋼・石油化学などの素材産業が集積しており、こうした科学技術や産業の集積を最大限に活用して、バイオ、ナノテク、ロボットなど今後成長が見込まれ経済的波及効果の大きい分野を中心に、国際競争力のある新技術・新製品の開発などが進められている。

[日立]

日立製作所グループやその協力企業を中心に、本県のものづくり産業の基盤を形成している。

[鹿島]

鹿島港を中心として県内最大の臨海工業地帯が整備され、鉄鋼や石油化学など素材産業に関わる企業が集積する生産拠点となっている。

また、大規模エネルギー施設や省エネルギー対策を進めるコンビナート、風力発電・バイオマス発電の施設など、次世代のエネルギーに関する施設が数多く立地している。

3 首都圏の生鮮食料供給基地

本県は、耕地面積 17.4 万 ha (H24, 全国第 2 位)、農家戸数 10.3 万戸 (H22, 全国第 2 位) と農業生産において全国有数の潜在力を有している。これを活かし、農業産出額で 4,306 億円 (H22, 全国第 2 位)、東京都中央卸売市場における青果物取扱額が 8 年連続 (H16～H23) で全国第 1 位と、全国屈指の農業県としての地位を占めている。また、農業産出額の内訳を見ると、園芸 2,215 億円 (51.4%)、畜産 1,125 億円 (26.1%)、米 845 億円 (19.6%) と首都圏に隣接した立地を活用した生鮮野菜の生産と市場出荷などがその中核をなしている。

本県の活力を高め、元気ないばらきを実現し、日本の発展にも貢献していくためには、本県の持つ強みと特色を最大限に生かしながら茨城の魅力度を向上させるとともに、企業誘致による雇用の場の創出や定住人口の確保、交流人口の拡大など、県内産業を活性化させるための諸施策を戦略的に実施していくことが必要である。

中でも、特に配慮すべきは

- 第1 新規企業の誘致促進と既存企業のバックアップの強化。さらに産業にマッチした人材の育成・確保
- 第2 世界トップレベルの研究機関の集積を活かした科学技術のフル活用—産業技術総合研究所を始めとする研究機関との連携強化
- 第3 本県の南北格差を是正し、県北地域の特色を活かした発展・活性化を支える縦貫基幹道路インフラの整備
- 第4 茨城港、茨城空港の一層の機能充実と新規航路の開拓
- 第5 東日本の玄関口としてのいばらき観光の創造

であり、このような基本的な考え方のもと、元気ないばらきづくりの基本方向について、次のことを提言する。

1 企業誘致に向けた取り組み

(1) 企業が活動しやすい事業環境の整備

①産業集積・科学技術の活用と地域産業の活性化

- ・ 立地企業が、本県の産業集積や科学技術の集積を立地のメリットとして実感できるようにするため、既存企業とのマッチングや産学官の連携などを一層拡充していくべきである。

②産業にマッチした人材の育成・確保

- ・ 地域の産業界からのニーズにより新たな分野の人材育成が求められる場合には、必要に応じて、高等学校の学科改編や教育内容を工夫して特色化を図るなどの対応を行うべきである。
- ・ 企業実習や職業訓練の実施などにより、企業ニーズに応じた技能者の育成を図るべきである。
- ・ 企業の求める人材を速やかに提供するには、人材バンクのような仕組みを検討するべきである。

- ・ 人材の育成に活用できるような、企業の人材ニーズに関する情報を常時収集する仕組みを検討するべきである。
- ・ 就職だけでなく、離職への対策も検討するべきである。

③フォローアップ活動の充実

- ・ 既存企業も含め、立地企業のフォローアップをより強化して企業ニーズを的確に把握し、関係機関との調整を図りながら、その実現に努めるべきである。

(2) 企業立地促進に向けた取り組み

①情報収集活動の強化

- ・ 企業の新規設備投資情報を早期に収集するため、個別訪問やマーケティング調査などの活動を強化すべきである。

②企業ニーズに合った産業用地の迅速な提供

- ・ 市町村と共同で開発候補地区の課題の整理や今後の取組の方向性等についての調査・検討を行い、市町村や関係機関との連携により、企業の事業スケジュールやニーズに合った産業用地の整備と迅速な提供に努めるべきである。

③立地促進策の充実・活用

- ・ これまで実施してきた県税の課税免除や工業用水道料金の軽減などに加え、新たに創設された原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助金や茨城産業再生特区も効果的に活用すべきである。
- ・ 特に、復興特区制度については、茨城産業再生特区（税制上の優遇措置）に加え、さらなる支援措置の充実を図り、企業の設備投資等への支援を強化すべきである。

④県有地の積極的な処分・活用

- ・ 産業用地として活用可能な県有地等を企業のオーダーに応じてできるだけ速やかに提供し、その積極的な活用に努めるべきである。
- ・ 県有地の処分を進めるため、メガソーラーの誘致など、その用途を幅広く検討するべきである。
- ・ 工業団地の価格について見直しを行うべきである。

⑤PR活動の充実

- ・ 集客力のある専門展示会におけるPRやパブリシティ活動により影響力のあるメディア等への露出の機会を増やすなど、効果的なPRに努めるべきである。
- ・ 本県の安全性についてのPRを充実させるべきである。

(3) 自動車関連産業や食品関連産業の誘致・集積

①関連企業誘致の戦略的な推進

- ・ 圏央道沿線では「食品」「自動車」などの関連産業をターゲットとした誘致活動を行う必要がある。

- ・ 特に日野自動車古河工場の一部稼働を踏まえ、関連企業等をターゲットとした誘致活動を行うべきである。
- ・ 食品関連産業の企業誘致を進めるにあたっては、本県の誇る農林水産物を活用できるように誘致企業と農林水産業者との連携を促進するべきである。

②中小企業への積極的な支援

- ・ 日野自動車の進出による効果をより県内企業に波及させるため、関連の部品メーカーと県内既存企業との交流を促進するべきである。

③企業ニーズに即した人材の育成

- ・ 関連する技術を習得できるよう、必要に応じ、高等学校の学科改編や教育内容の特色化など、教育内容を工夫することについて検討するべきである。

2 中小企業の成長分野進出への支援

(1) 企業のポテンシャル向上への支援

- ・ 大手企業等の求める取引条件や技術水準を満たせるよう、生産性や技術力の向上を図るべきである。
- ・ 企業の生産性や技術力の向上には、モチベーションを上げるなどのサポートも必要である。

(2) 取引拡大及び企業誘致の促進

- ・ 県工業技術センターや大学、研究機関との連携による新技術・新製品開発の支援や、商談会などの開催による取引機会の拡大を戦略的に推進するべきである。
- ・ 県内への新たな企業誘致を進め、取引へと結びつけるのに、「原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助金」等国の支援策も活用すべきである。
- ・ 販売先の国にターゲットを絞った戦略性のある商品開発を図っていくべきである。

(3) 成長分野への参入支援

- ・ 成長分野参入には、その分野について企業自身が興味を持つことが必要であり、いばらき成長産業振興協議会における活動状況や取引事例等の情報を提供し、協議会への参加を促すなど、企業の関心を高めるための取り組みを推進すべきである。
- ・ 会員企業以外にも大手企業との商談会などの取引機会を提供し、成長分野への進出を促していくべきである。

(4) つくば・東海に集積する研究機関との連携

- ・ つくばに集積する研究機関の成果を活用し、新製品・新技術開発を促進していくとともに、ベンチャー企業の育成を図るべきである。
- ・ J-PARCの活用を図りながら、県内の優れたものづくり技術を新製品・新技術開発に繋げていくべきである。
- ・ ベンチャー企業の育成には、民間団体の活用も取り入れるべきである。

(5) 大手企業との交流促進

- ・ 今後も成長が見込まれる大手企業等との交流促進を図るべきである。
- ・ メガソーラーや風力発電などの新たな産業に中小企業が参入することにより、地域の活性化が図られるよう、県としての取り組みを検討するべきである。

(6) 農商工連携の促進

- ・ 誰に何をどのように売するのか、ユーザーを見定め、戦略的に商品化を進める必要がある。
- ・ 商品化のための研究開発は、必要になってから着手したのでは既に手遅れであり、早期に着手する必要がある。
- ・ 農商工の連携を促進するには、農・商・工各々にメリットを生じさせるよう、連絡調整・マッチングに取り組む必要がある。
- ・ 農商工連携、アグリビジネスにおいては、学校給食でも活用されるよう進めるべきである。
- ・ 輸出力を高めるための取り組みに早急に着手するべきである。

3 科学技術を活用した産業の活性化

(1) つくば国際戦略総合特区の推進

- ・ 5年以内に目に見える成果を上げるため、予算の確保など、総合特区の積極的な推進を図るべきである。
- ・ 総合特区で講じられる「規制緩和」や「税制上の特例措置」等を効果的に活用すべきである。
- ・ 低炭素社会の実現に向けて、グリーンイノベーション分野の藻類バイオマスに関する研究について、国への働きかけを行うなど、積極的な推進を図るべきである。
- ・ 総合特区に位置付けた事業の実用化にあたっては、中小企業が有する技術を活用するなど、特区の経済効果を地元へ波及させるよう努めるべきである。

(2) J-PARCの利活用の促進

- ・ 産学官の連携により具体的な研究成果を早期に創出し、中性子利用の有効性を産業界に示すべきである。
- ・ 中性子ビームラインの産業利用を促進し、中性子を活用した新技術や新産業の創出に努めるべきである。

(3) 科学技術を支える基盤の強化と技術開発を活かした新産業・新事業の創出

- ・ 県立試験研究機関が大学・研究機関との連携や、先端研究成果の地域への技術移転・普及拡大を担う役割を十分に果たせるよう、その機能の強化を進めるべきである。
- ・ J-PARC等の研究成果が産業の活性化にどれだけ役立っているか明示するべ

きである。

- ・ 産業化に必要な資金の調達方法についての研究を行うべきである。
- ・ 人材の確保・育成のため、つくば賞の権威の高揚や研究成果を県民の目に触れるようにするなど、研究者や学生等のやる気を引き出す手法を検討するべきである。
- ・ 優秀な人材が海外へ流出しないよう、対策について検討するべきである。

(4) 科学技術創造立県の実現に向けた産業技術総合研究所との連携強化

- ・ つくば国際戦略総合特区において、産業技術総合研究所との連携により、生活支援ロボットの実用化や世界的ナノテク拠点の形成に取り組み、ロボット産業の国際競争力強化、省エネルギーの課題解決に向けた機器の開発等を推進すべきである。
- ・ 県と産業技術総合研究所との連携協定に基づく人事交流などを活用し、一層の相互連携の強化を図るべきである。
- ・ 産業技術総合研究所の研究・開発の成果を、いかに活用して県内企業の成長に繋げていくか検討する必要がある。

4 人・モノ(情報)の往来を活性化するための取り組み

(1) 広域交通ネットワークの整備

①陸路のネットワーク強化

- ・ 本県発展の基盤となる高規格道路を含めた陸路のネットワーク強化を図るべきである。
- ・ 特に県北山間地域においては、発展の基盤となる広域的な道路整備が必要であり、つくばから笠間（道祖神峠トンネル化）を經由して大子方面へ向かう「茨城縦貫幹線道路」などの高規格道路等、新たな交通軸についての検討を含め、道路整備を一層推進し、産業振興を図り、過疎化などの喫緊の課題解決に繋げていくべきである。（「資料7 県北山間地域の活性化に向けた高規格道路整備イメージ」参照）
- ・ 東関東自動車道水戸線と首都圏中央連絡自動車道の未整備区間について、一日も早い完成に向け、国や東日本高速道路（株）へのさらなる働きかけを行うとともに、沿線市町村と協力し、国の早期用地取得を支援していくべきである。
- ・ 高速道路以外のIC周辺開発を支援するアクセス道路や、高速道路を補完し地域振興を支える主要な国県道の整備についても推進していくべきである。

②海に向けた玄関口の機能強化

- ・ 岸壁やふ頭用地等の整備を推進し、各港（区）の機能を強化するべきである。
- ・ 利用企業の希望に沿った既存航路の拡充と新規航路の誘致などにより、港湾サービスの拡充と地域の活性化を図るべきである。
- ・ 国が整備中の防波堤、岸壁等について、一日も早い完成に向け、国に対する働

きかけを強めるべきである。

③茨城空港の利便性向上

- ・ 茨城空港の特徴をPRするとともに、運航コスト低減のための支援や、これまでアプローチしていなかった国に対する働きかけなどにより、新たな就航路線の開設や拡充、チャーター便の誘致に向けた働きかけを行っていくべきである。
- ・ 北関東地域はもとより、千葉・埼玉等においても就航路線などのPRを実施するとともに、東京駅＝空港間の安価な運賃による連絡バスの運行を継続して実施していくことなどにより、空港の利用圏拡大を図るべきである。
- ・ 就航先からの誘客促進のため、就航先におけるPRや、旅行者への旅行商品造成の働きかけ、1,000円レンタカーキャンペーンのほか、利用しやすいダイヤ設定、駐車場からターミナルビルへのアプローチ整備等の利便性向上策に取り組むべきである。
- ・ ターミナルビルにおいては、イベントの誘致やテナントの充実等に取り組み、誘客を図るとともに、周辺地域における賑わいづくりの取り組みとも連携し、これらの地域への周遊促進に努めるべきである。

④鉄道の整備促進

- ・ TXの東京延伸のほか、地下鉄8号線、地下鉄11号線など、鉄道の整備促進を図るべきである。

(2) 新たな魅力の創造による観光振興の推進

- ・ 北関東自動車道や茨城空港など新たな交通網を活用し、他県と連携した広域観光ルートの提案等により、観光客誘致を推進するべきである。
- ・ インターネットの活用や、観光キャンペーン、セールスプロモーションの推進などによる認知度・イメージ向上のための効果的な情報発信を推進すべきである。
- ・ 着地型旅行商品の造成や豊かな自然等を活かした体験プログラムの提供等により、体験・交流型観光等ニューツーリズムを推進すべきである。
- ・ 観光に関する魅力づけと経済効果を高めるために、地域特産品等のブランド力の向上を図るべきである。
- ・ 観光ボランティアガイドの育成や外国人旅行者受入体制の強化など地元や観光事業者等の「おもてなし」の向上に向けた取り組みを支援し、観光地の魅力づくりを推進するべきである。
- ・ 各部局が連携して観光振興に一体となって取り組むべきである。

(3) 個性を活かした活力ある地域づくり

○基本的な考え方

- ・ 特色ある地域資源を最大限に活用するとともに、産業の育成や雇用の場の確保などに取り組みながら、誰もが安全、安心、快適に暮らせるよう、以下の視点

から地域づくりを推進するべきである。

①多様な主体の参加と連携による地域づくり

②広域的な視点に立った地域づくり

③地域の持つ特性や資源を活かした地域づくり

- ・地域の個性を活かして活力に結び付けていくため、地域の中でコンセンサスを整え、魅力が実感できる目玉政策を考えていくべきである。
- ・FIT構想の推進にあたり、近年はソフト事業が多くなっているが、広域交流を進めるためには、インフラ整備等、ハード事業にも取り組むべきである。
- ・元気な地域づくりを進める上では、民間の地域資源にも光を当てる必要がある。

○各地域の方向性

・県北山間ゾーン

活力ある地域づくりのための農林業等の振興や企業誘致の促進、過疎地域等における安心快適な生活圏の形成、豊かな自然環境を活かした観光交流空間の形成に努めるべきである。

・県北臨海ゾーン

広域交通ネットワークやものづくり産業の集積を活かした産業拠点の形成と農林水産業の振興、安心快適な臨海都市圏の形成及び豊かな自然環境を活かした観光交流空間の形成に努めるべきである。

・県央ゾーン

都市機能の充実した中核的な都市圏づくり、自然、歴史、芸術、文化を活かした観光交流空間の形成、広域交通ネットワークを活かした産業拠点の形成と地域特性を活かした産業の活性化に努めるべきである。

・鹿行ゾーン

首都圏の食を支える食料供給基地の形成、競争力のある工業地帯の形成と生活環境の整備、自然環境とスポーツを活かした魅力ある観光交流空間の形成に努めるべきである。

・県南ゾーン

科学技術の集積や広域交通ネットワークを活かした産業・研究拠点づくりや、自然、歴史、科学などを活かした多彩な交流空間の形成、豊富な資源の活用による農業等の振興に努めるべきである。

・県西ゾーン

日本を代表する大規模園芸産地づくりや広域交通ネットワークの形成を活かした新たな産業拠点づくりと地域産業の振興、安心で快適に暮らせる良好な生活環境づくり及び歴史、文化や豊かな自然環境を活用した交流拠点づ

くりに努めるべきである。

(4) いばらきの魅力発信

- ・ 県内外に効果的に情報を伝えられるよう、従来までの媒体・手法に加え、ソーシャルネットワーキングサービスの活用や動画による情報発信など、対象に応じた情報発信に取り組むべきである。
- ・ 茨城の魅力を伝えるにあたっては、県民参加型の情報発信に取り組むとともに、県民自らが積極的に本県の魅力を対外的にPRすることができるよう、本県の素晴らしさを県民にきちんと伝える施策の充実も図るべきである。
- ・ メディアに対するパブリシティ活動を強化し、テレビや雑誌、新聞等のメディアで、本県情報をより多く取り上げてもらい、認知度の向上を図るべきである。

おわりに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、私たちに大規模自然災害の凄まじさをまざまざと見せつけ、茨城空港の開港や北関東自動車道の全線開通など、広域交通ネットワークの充実や、世界最先端の科学技術の集積、わが国でも有数の産業技術の集積といった本県のもつポテンシャルを活かし、さらなる発展を企図していた本県産業や生活基盤の発展にとって大きな障害となった。

本委員会の調査活動は 1 年 6 ヶ月の長期に及んだが、この間、県執行部におかれては、震災からの復旧作業と並行し、被災状況や復旧に係る現状と課題、さらに元気ないばらきづくりに向けての方向性や施策展開等について情報提供していただいた。ここに感謝申し上げます。

執行部各位の協力と委員各位の真剣な取り組みにより、震災や原発事故からの回復や、道路や港湾などのインフラ施設の本格復旧・整備と相まって、本県の活力が一層高まるような諸施策のあり方について、鋭意調査審議を進め、ここに提言したところであり、元気ないばらきづくりの第一歩を踏み出したものと考えている。

東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故は、発生から 1 年 9 ヶ月が経過したが、依然として本格的な収束の見通しが立っておらず、それに伴う風評被害も続き、県内のインフラ施設の復旧・復興も道半ばであり、本県の真の発展にはいまだ道のりは遠いと言わざるを得ない。

元気ないばらきを現実のものとするための取り組みは、これからが本番であることを強く認識しておく必要があり、執行部においては、本委員会の提言を真摯に受け止め、全庁一丸となり、早急に、かつ、それぞれが持つ目標を達成するよう高い意識をもって、施策に取り組まれることを望むものである。

以上、申し添えて、本委員会の報告とする。